

平成19年2月15日(木)

企業会計審議会 総会会議録

於 共用第一特別会議室
(中央合同庁舎第四号館11階)

金融庁総務企画局企業開示課

午前10時00分 開会

○安藤会長 これより企業会計審議会総会を開催いたします。

委員の皆様にはご多忙のところ、ご参集頂き誠にありがとうございます。

一言ごあいさつ申し上げます。

私は、本年1月16日付で企業会計審議会令第4条の規定に基づきまして企業会計審議会会長に任命されました安藤でございます。

当審議会は、半世紀以上の伝統がございます。この伝統のある当審議会並びに歴代会長の名を汚さぬよう微力を尽くす所存でございます。皆様にも、どうぞご協力のほどお願い申し上げます。

初めに、会議の公開についてお諮りしたいと思います。

従来と同様、本日の総会も企業会計審議会の議事規則に則り、会議を公開することとしたいと思います。よろしいでしょうか。

ご了解頂いたものとして、そのように取り扱わせて頂きます。

議事に入ります前に、前回の総会、これは平成17年10月28日でございます。それ以降、委員の異動がございましたので、紹介させていただきます。

昨年7月4日付で小林麻理氏、本年1月15日付で八木良樹氏が委員を退任されました。また、1月16日付で泉本小夜子氏、西村義明氏が新たに委員に就任されておりますので、ご紹介いたします。

まず、泉本委員です。

○泉本委員 公認会計士の泉本です。よろしくお願いいたします。

○安藤会長 それから、西村委員。

○西村委員 住友電工の西村でございます。よろしくお願いいたします。

○安藤会長 よろしく申し上げます。

また、皆様ご承知のとおり、加古前会長におかれましては、昨年12月6日ご逝去されました。ここに生前のご功績をしのび、改めてご冥福をお祈り申し上げたいと存じます。

それでは、本日の議事に入ります。

本日は、まず内部統制部会におきまして「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」が成案として取りまとめられましたので、これについて総会としてご審議を頂き、取りまとめの上、意見書を後ほど山本金融担当大臣にお渡しさせて頂きたいと存じます。

山本大臣は10時45分ごろお見えになる予定と伺っておりますので、ご協力の方よろしくお願い申し上げます。

それでは、内部統制部会における審議経過及び意見書（案）につきまして、八田部会長からご報告、ご説明を頂きたいと思っております。

○八田部会長 それでは、お手元の方にお配り頂いております資料の1、それからその添付資料をご覧頂きながら、これまでの審議の経過及び今回成案として取りまとめられました「意見書（案）」のポイントにつきましてご説明させていただきます。

まず、資料1の添付書類として「財務報告に係る内部統制の整備」という表題がつけました4枚物がお手元にあると思っておりますが、これをご覧になって頂きますとおわかりのように、昨今のディスクロージャーをめぐる不適切事例が頻発したという状況を踏まえて、財務報告に係る企業の内部統制が有効に機能していなかったのではないかとといった懸念が示されまして、内部統制の整備の必要性が強く指摘されたところであります。

ご案内のように、米国では2002年7月に、俗称、企業改革法と呼ばれます2002年サーベインズ＝オクスリー法により財務報告に係る内部統制について、経営者による評価と公認会計士による監査を義務づけ、今日その制度の浸透が図られているところであります。

他の国々におきましても同様の制度が導入されているということもあり、我が国におきましても、これを制度化することが望ましいのではないかと金融審からのご提言もあり、今回の基準づくりの作業が始まったわけでありまして。

ちなみに我が国では、平成16年3月期から経営者確認制度を既に任意の制度として導入しているところでありますが、昨年の6月7日に成立いたしました金融商品取引法におきましては、この確認書の義務化とあわせまして、この財務報告に係る内部統制の報告制度を導入するという方向性が示されたわけでありまして。

今回の内部統制部会は、さかのぼりますと平成17年1月28日の企業会計審議会の総会におきまして部会が設置され、その後、半年後には基準（案）の部分が公開草案として公表され、平成17年の12月にいわゆる部会案としまして、部会報告として基準のあり方というものが取りまとめられたわけでありまして。

そのときに頂きました幾つかのコメント、並びに部会での審議の結果、やはりもう少し詳細な、実務的な指針も必要ではないかというご指摘もあり、当部会のもとに実施基準の素案を策定するための作業部会が22名の委員のもとに設置され、約1年にわたり、作業をして頂き、昨年の11月21日、実施基準の公開草案の公表に至ったということです。その後、年が明けまし

た今年の1月31日の第16回内部統制部会におきまして、一昨年、既に公表済みの基準（案）とそれから公開草案として公表いたしました実施基準の案、そして、さらに前文を修正いたしまして、一式今日お手元に配付して頂いております資料の1に配付のとおりものを部会でご審議頂き、ご承認を頂いたところであります。

そこで、この財務報告に係る内部統制の整備の2枚目以降のところに今回の意見書のポイントと概略を示しておきましたので、これに即しまして簡単なご説明をさせていただきます。

まず、2枚目ではありますが、内部統制の作業の流れとしまして、基準及び実施基準ともに経営者による内部統制の構築、経営者による内部統制の評価、そして監査人による内部統制の監査といった3部で構成されております。

基本的には、この意見書をご覧になって頂くとわかりますが、第1部のところが内部統制に関する基本的な考えとして枠組みという部分があります。そして第2部が評価及び報告、そして第3部が監査ということで、基準及び実施基準ともに同じ体系を持って作成されているところであります。

作業は、2枚目にありますように内部統制の構築につきましては特に全社的なレベル、それから各業務のプロセスレベルということを区分けしながら、とりわけ我が国におきましては、後ほども申し上げますが、やはりコスト効率を考え、かつ内部統制監査の実効性を減じないという観点から、全社的なレベルでの内部統制という点を強調しているところが一つ特徴かと言えます。

そして、実際には評価をして頂くのは責任ある経営者の方でありまして、経営者による開示ということから内部統制報告書が経営サイドで作成・開示され、その後、監査人による監査という観点から内部統制監査報告書が作成されると、こういう流れになっているところであります。

3枚目、4枚目にまいりますが、我が国のこの一連の内部統制に関する基準の特徴並びに先行する形で制度が導入されております米国との一部比較を示したのが4枚目の資料でございます。

そこで、今回の基準及び実施基準のポイントにつきまして、幾つか列挙してご説明させていただきます。

まず第1番目は、内部統制の構築、評価、そして監査の全体に関する基準を統合的に整備したという点であります。

基準等の策定に当たっては、財務報告に係る内部統制の構築、評価、監査の全体について統

合的な指針を示したこと、これが1つ取り上げることができると思います。

ちなみに米国におきましては、監査の詳細な基準は示されているところではありますが、構築並びに評価といった、いわゆる企業ないし経営サイドにおける基準というのが示されておらず昨年12月ではありますが、公開草案という形でこの評価の基準の解釈指針が公表になり、今月末ぐらいにその公開草案を締め切った後、米国でも経営者評価に関しての具体的なガイダンス公表の方向性が示されるというふうに了解しているところでもあります。

2つ目のポイントとしましては、内部統制の整備に向けた具体的な指針を明示したという点であります。

基準、実施基準におきましては、各企業の創意工夫を尊重するとの基本的な考え方を維持しながらも、数値的な基準の例示も含めて相当程度、具体的な指針を示しました。例えば、この具体的な指針の例といたしましては、内部統制の評価、監査に先立つ準備作業としての一般的な手続としてではありますが、財務報告に係る内部統制の構築プロセスを記述しております。さらに、全社的な内部統制の評価項目というものを例示し、企業側におきましてはこれをチェックシートとしての活用も考えられるという点であります。

さらに、開示の必要な内部統制における重要な欠陥の判断基準を明示しております。例えば連結税引前利益の5%程度といった数値基準であります。

さらに、内部統制の有効性を判定する運用状況の検証に関しましては、信頼度90%という数値を一応お示しし、具体的にこれを検証する場合にはサンプル数も25件程度という数値を示しているところでもあります。

3つ目のポイントとしましては、過度のコスト負担の軽減ということを図った点であります。

内部統制報告制度の実効性を確保しつつも、できるだけ効率的、効果的に内部統制の構築、評価、監査が行われるよう、先行して制度が導入されました米国の状況をもつぶさに検証し、評価及び監査のコスト負担が過大とならないための方策を講じております。例えば、この過度のコスト負担の軽減の例としましては、リスク・アプローチの考え方を重視し評価範囲の絞り込みを工夫しております。

3枚目の資料にも示しておきましたが、既に前文でも示されているとおり、先行して制度が導入された米国の状況を検証しつつ、我が国のこの一連の内部統制に関する基準におきましては幾つかの配慮がなされたということです。第1番目がトップダウン型のリスク・アプローチという考え方です。特にこの評価範囲の絞り込みという観点につきましては、連結ベースでの売上高の3分の2をカバーする事業拠点というものに目を向けて頂き、その選定された

拠点におきましてはさらに売上、売掛金、そして棚卸資産という具体的な通例粉飾等の温床とも言われるような重要勘定科目をまず具体的にお示しし、さらに重要な業務プロセスのみを評価するという点で十分だという視点を示しているところであります。

さらに、コスト負担軽減の例としましては、経営者と監査人との適切な協議プロセスというものを示しているところであります。これにつきましては、監査人サイドの視点として言われるところの外観的な独立性という視点も十分に議論を行いました。我が国におきましては、財務諸表監査と内部統制監査を一体的に行うという視点、さらによりよいディスクロージャーを企業サイドにおきましても監査人サイドにおきましても相互協力的に達成して頂くという観点から、双方の協議という点を指摘しているところであります。

それから、3つ目としましては、今申し上げましたように内部統制監査は、原則、財務諸表監査と同一の監査人が実施するという点から、監査責任者を明示しております。これは、やはり米国でも先行する形で導入されました内部統制監査が同一会計事務所が担当しているものの、多くの場合、既に行われている財務諸表監査チームと内部統制監査チームが別枠で設定され、結果として倍の監査費用につながったという点も指摘されていることから、我が国におきましては、監査計画の一体的な策定から監査手続の実施、さらには監査証拠の相互利用等も踏まえ、決して内部統制監査の実効性が低下しないように財務諸表監査と一体的に行うという点が強く示されているところであります。

さらに、ポイントとしましては、内部統制の記録及び保存という点での指摘であります。これにつきましては、米国におきましては文書化、すなわちドキュメンテーションという視点が現場で強く指摘されたことから、いたずらに業務量の多い、あるいは業務の末端レベルに画一的とも呼ばれるような膨大な作業量を余儀なくさせたという点が強く指摘されているところでありますので、日本におきましては、この記録の保存ということで、まず文書化という用語も登場しておりませんが、さらにその記録及び保存につきましては企業の作成、使用している記録等を適宜利用し——つまり現時点において備わっているものを一回検証して頂き、それを利用し、必要に応じてそれに補足を行っていけば足りるという点を示したところであります。

あと米国との比較におきましては、例えば内部統制の不備に関しまして、日本ではとりわけ財務報告に悪影響を及ぼすと考えられる「重要な欠陥」というものと、それ以外の「不備」という2区分方式をとり簡素化を図っております。これにつきましては、米国では、内部統制上の不備に関しましては「重要な欠陥」以外に「重大な不備」、「軽微な不備」という3区分方式をとっていることで若干実務でも混乱が来しているということから、恐らく今回の見直しの

案の中では簡素化が図られるのではないかというような予測もあるところであります。

さらに、実施基準では、この「重要な欠陥」という部分につきましての判断指針につきましても、ある程度具体的に示しているところであります。

さらには、当部会が開催された早い段階で、既に米国の企業改革法404条のこの内部統制実務に対応している企業側の方々のご意見等も伺いながら、米国で導入されている外部監査人によるダイレクト・レポーティング、これにつきましては我が国におきましては採用しないという視点が示され、そして、それを採用しないことによっても決して我が国の内部統制監査の実効性が低くなるものではないという点を縷々配備した対応がとられているという点であります。

それと、既に申し上げましたように内部統制監査と財務諸表監査の一体的実施、さらには、今後、関係政省令等で示されると思いますが、内部統制監査報告書と財務諸表監査報告書の一体的作成ということも原則として示したところであります。

さらに、財務報告に関する信頼性をより高めるという観点から、いわゆるモニタリングないしは監視、検査、監督等を行っている部署であるところの監査役あるいは内部監査人といった企業内部に位する方々と外部の監査人との適切な連携を図ることによって、必要に応じて例えば内部監査人の業務等の利用もできるということを示したところであります。

その意味で、今回の制度は、ひとり外部監査だけの問題ではなくて、企業側における経営者そして監査役、監査委員会のメンバー、さらには内部監査部門の方々が一体となって、この制度を生かすような方向でご努力頂くことが求められるのではないかと思うわけであります。

あと4枚目ではありますが、これが米国との状況との比較であります。

もう既にご説明したとおりであります。米国で言われているところは、この内部統制報告制度そのものについての考え方は一点たりとも否定するものではないという論調が全体を占めております。問題は、いわゆるインプリメンテーションといいますか実践の部分、実施の部分で、やはりもう少しコスト効率がいいといいますか、あるいは緩和的な、そして本来の目的を達成するに必要な部分にある程度特化する形での実務対応が必要ではないかということで、今、若干の揺り戻しがあるというふうに聞いているところであります。

そういったことをある程度、当部会の作業におきましては検証した結果、今回お示ししたこの意見書の中身につながってくるというふうにご理解頂きたいと思っております。

簡単ではありますが、私の方でご説明をさせて頂きました。

○島崎委員 今、八田先生の方からJ-SOXの考え方、アメリカのSOXとの違い、配慮した点等々お話がありましたが、特に企業サイドからしますと、評価、監査のコストの負担が過

大にならないような方策をいろいろ配慮して頂いて大変ありがたいと思います。ただ、今回のこのJ-SOXの実施基準が出てくるまでちょっと時間がかかっている、その間に日本の国内においても随分アメリカのSOX法のセミナーなどが開かれており、一般の企業の方は「大変だぞ」という印象を持っておられる方が非常に多いです。

今日、会計士の先生おられるのでちょっと不謹慎ですけども、会計事務所とかIT関連とか、こういう機会にいろいろなセミナーを開かれているわけですが、今お話があったような日本版SOX法においていろいろ配慮された点というのをもう少し、これから説明会を通して徹底して頂くということが大事なのかなと思います。

特に、文書化のところですね、この資料の1の意見書の54ページのところに評価手続等の記録及び保存というところの一番最後のなお書きのところに作成・使用について書いていますが、やはり今企業が実際にもう既に紙にしているもの、こういうものをベースに記録を保存しているんですよと、この辺のところをやはりきちんと徹底して頂くによろしいのかなと。何か、物すごく何千枚も紙を作ったというような話ばかり出てきていまして、そういうところをちょっとお願いしたいなと思います。

全体としてはいろいろ配慮された案になっているのではないかなと思います。

以上です。

○安藤会長 ありがとうございます。

何かこちらからお答えすることありますか。

○池田企業開示課長 今回の島崎委員のご指摘の中で、今回の意見書等で示された内容について、これは広報の徹底ということに私どもとしてはつながるかと思いますが、その点については十分配慮していきたいと考えております。

○安藤会長 ほかにいかがでしょうか。

大臣がお見えになるまで大分時間ございますから、どうぞ遠慮なく。

どうぞ。

○手塚委員 それでは、私、日本公認会計士協会の立場で参加させて頂いております。

今回の内部統制の議論に関しまして、従来財務諸表監査の中での内部統制概念は大変に重要なものとして位置づけられていたわけでありまして、明確なフレームワークがなかったことから、監査人によって内部統制の考え方にばらつきがあったのではないかと考えております。

そういう意味では、今回、フレームワークについてかなりしっかりしたものができたという理解

しておりますので、我々にとっても大変意義深いものであったと理解をしております。

平成20年4月1日以後開始事業年度から実際に内部統制監査がスタートするわけですが、今、ご説明にもありましたように財務諸表監査と内部統制監査の一体化がうたわれております。我々監査の現場を預かる者といたしましては、財務諸表監査と内部統制監査の一体化を具体的にどのように現場に落とし込んでいくのか、これについて技術的な面も含めて整理をしないといけないと考えております。

それから、もう一つは、監査意見が2つ出てくることになります。内部統制の意見と財務諸表の意見が出てくるわけですが、この内容の異なるものももし出てきたときに、投資家の皆さんは、多分混乱するのではないかと思います。その辺をどのように考慮していく必要があるのかというところもこれから整理をしていかないといけないのではないかと考えております。

そういう意味で、幾つか、監査現場を預かる者といたしましては課題がまだ残っているだろうと考えております。その課題を克服するためにも、企業経営者の皆さんのご協力始め、この制度運用にかかわります皆さんの多大なるご協力を得ながら方向性の見きわめをつけていく必要があると考えておりますので、この場をかりまして、ぜひご協力のほどよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○安藤会長 ありがとうございます。

では、次、山浦委員。

○山浦委員 今の手塚委員のご意見に関連するところですが、内部統制の監査報告書と財務諸表監査報告書を一体的に作成するというのはワン・ペーパーで意見を出すという、そういう仕組みを前提にするということですね。まず確認だけ。

○安藤会長 お願いします。

○池田企業開示課長 厳密にどういうふうにするのかというのは、先ほど八田先生からありましたように、恐らくこれ内閣府令で規定する事項になってくると思いますので、その段階でパブリックコメント等にも付しながら決めていくことになりますが、イメージとしては、おっしゃるように一緒につくるというようなことがイメージされているんだろうというふうに考えています。

○安藤会長 どうぞ。

○山浦委員 その上で、内部統制は重大な欠陥があるけれども財務諸表は適正である場合とそ

れから逆の場合もあり得るわけですね。一般的には内部統制は重要な欠陥がない——欠陥がないというよりは適正な経営者報告書が作成されているとして、その上で財務諸表も適正であるという場合が一般的だと思うのです。ただ、内部統制に欠陥があるけれども財務諸表は適正である、あるいはその逆の場合の具体的な対応というのは、実は監査基準にも影響してきますし、それからおそらく会計士協会の方でのいろんな対応も今後必要になってくると思うのですね。

それで、今後これを内部統制監査あるいは財務諸表監査のレベルまで実務的に落とすところの今後のスケジュール的なものについては何かお考えかどうか。例えば会計士協会の方で実務指針とかそういったものをつくっていくとか、そういう手当てがないとなかなか動かない可能性がありまして、そのあたりは、もしよければ今後どういうご予定なのかというのを伺いたいと思います。

○安藤会長 どうですか。

手塚先生、今の山浦委員の。

○手塚委員 それでは、まだ確たるところのお話ができる状況ではありませんけれども、今回の基準の中身につきましては、先ほど八田先生からご説明ありましたように3つの柱があると考えております。フレームワークの部分と経営者の評価と報告の部分、それから監査の部分ということでございますが、今、山浦先生のご質問でございますけれども、当面我々が対応しなければいけないのは、先ほど触れさせて頂きましたけれども、財務諸表監査と内部統制監査を現場に落としていく作業をこれから我々がやらないといけないものですから、そのための考え方を監査人にわかるように整理をしていかないといけないかなと考えております。

そういう意味では、監査の部分につきましては、我々公認会計士協会として何らかの監査上の取り扱いというんでしょうか、実務指針というんでしょうか——性格づけについてはまたこれからいろいろご相談をさせていただくこととなりますが——何らかのものを整理し公表する方向で作業を進めていく必要があるのかなというように考えております。

○安藤会長 よろしいですか。

島崎委員、どうぞ。

○島崎委員 今の内部統制の監査の方は不備があったけれども財務諸表は適正であるという場合に、この内部統制監査報告書はどう意見書がつくのかなということをお伺いしたいんですけども。

例えば、普通、企業であれば、そういう不備があればその不備について認識して、これを例えば1年とか2年の期間をかけて改善して行きます。特にIT統制などはかなり時間がかかる

わけですね。そういう場合に、監査に入ったときには確かに不備であったけれども企業は改善しており、財務諸表は適正であるといったときに、この内部統制の方の監査報告というのはやはり不適正という、そういうことになるのでしょうか。どういう監査意見がつくのでしょうか。

○池田企業開示課長　そこは、もちろん今、島崎委員からあったように内部統制に不備があるという場合は、それはとにかくできるだけ早く直して頂くと。そこは、その監査人の方も最後の日にこれはだめだというわけではなくて、途中のプロセスで、不備を見つければ速やかにそれは伝え、それは改善を促していくというプロセスが実施基準で書かれているわけですが、ただ、そうしたことをやったにもかかわらず、期末時点でなお不備が残り、その不備が一定レベル以上のもので重要な欠陥のレベルになるものが残った場合には、内部統制報告書としての監査意見はそういう重要な欠陥があるという意見、いわゆる不適正意見に当たるような意見が出るということは、これは想定されるわけです。ただ、財務諸表の数字自体は、その期の数字自体は正しいということは、これは十分あるわけで、そちらは適正ということはある。

現に、これ日本の制度と全く同じではありませんので直ちに比較することは危険だと思いますけれども、米国などでも会計事務所等が調査されている数字を見ますと、サーベインズ＝オクスリー法のもとで15%程度の会社、初年度ですけれども、そういう不備の指摘があると。ただ、それは中身を見ていきますと、その経理担当の人事的な要因のようなものが不備があるとか、そうしたことが書かれているものも少なくなくて、直ちに財務諸表の数字に反映されるかどうかはわからないということで、見ますところ、そういう不備があったものも太宗は財務諸表監査の方は適正になっているということでありまして、そういうものとして、よって両方が違うことはあるわけですが、その持っている意味合いはきちんと理解を頂くように我々も努力していかなきゃいけないと思います。財務諸表の数字に直ちに今誤りがあるということとは大きく違う。

アメリカの場合も、1年目は15%、2年目ぐらいになるとそれが5%ぐらいに減っているというようなことですので、島崎委員のおっしゃったようにその改善がプロセスの中で起きてくるというのはそのとおりで、それはそういうものとして正確に投資者にも理解頂くようにしていく必要があるというふうに考えています。

○安藤会長　引頭委員、どうぞ。

○引頭委員　今のご議論ですが、私も同じ感想を持っております。内部統制監査の実施基準ができたということは、資本市場の立場から見ますと、今まで内部統制についてブラックボックスに包まれていたものが、第三者からの評価がディスクローズされることとなり、大変よい方

向と見ております。また、財務諸表の信頼性が増すことに繋がることも評価しております。ただ、今おっしゃったようにその財務諸表の適正性と内部統制の不適正といいますか不備というものが同時に存在することに対しては多少不安を持っております。特に、投資家の理解については、積極的に啓蒙活動を行う必要があると思います。

また、内部統制監査報告書の開示内容等については、これから内閣府令で決めるということですが、ただ不備があると書かれてしまうと、その情報をどう理解すればよいのか困ってしまうと思いますので、そのあたりのその開示のやり方等々については、是非様々な点をご配慮願いたいと思います。

○安藤会長 どうぞ。

○池田企業開示課長 すみません、1点、先ほどの発言で、正確のために訂正した方がいいと思います。

内部統制に欠陥が残ったという場合に不適正になると言いましたが、恐らく普通に生じるのは、企業サイドもそういう重要な欠陥を認識しますので、重要な欠陥があるという内部統制報告がつくられて、それに対しては適正だという意見が出るので、必ずしも不適正意見ということではないかと思えます。

それから、今、引頭さんの方からあったところは、先ほど言いましたように我々もその内部統制報告書で重要な欠陥があるという、重大な欠陥があるということの意味が何を意味するのかが適切に説明していく必要があって、それは財務諸表の数字自体に虚偽があるということとは全く違うんだということは明確に説明していく必要があると思います。

それから、今回の実施基準あるいは基準の中で、内部統制報告書の中では、その結論だけではなくて欠陥の内容についても開示をするようになっておりますので、そうしたものを踏まえて、基本的にはこの考え方に沿って内閣府令を整備していくことになると考えています。

○安藤会長 よろしいですか。

それじゃ、黒川委員。

○黒川委員 2点あります。1点目は、今、池田課長がご説明になったので解決したかと思うのですが、内部統制については経営者の判断とそれから監査人の判断がありますので、実を言うと、それと財務諸表の監査と3つの段階になりますので、状況はより、実は複雑だったと。でも課長がご説明になりましたので、それは経営者の判断上で内部統制に欠陥があったと、そういうようなことと財務諸表の監査意見との関係で皆さんが説明されていたらろうと、こういうふうに理解します。

さて、もう1点ですけれども、今回の意見書は、部会長始め部会の方々、また作業部会の方々及び事務局が大変ご尽力されて、大変立派なものがあったと思っております。その中で1つだけ心配なのは、これは運用上の問題ですけれども、実務指針の32ページの重要な欠陥かどうかというところの判断基準であえて数量まで示されたという——これは大変立派なことだと思うのですが、例示が連結利益の5%程度というようなものが例示されている。ただ、本文の方は「画一的に適用するのではなく」とこういうことなのですけれども、往々にしてこういう例示が上がると、これが何か金科玉条のごとくひとり歩きすると。そこで、今日はあえて議事録に残して頂きたかったのは、これは画一的適用ではないのだということの確認です。

というのは、例えば利益という数字はゼロ付近では問題になります。例えば売上高が1兆円の企業でも例えば5%ぐらいの利益があれば500億円だろうが、業績が悪くてゼロ付近だということになると、1億、2億円くらいの問題でも5%以内になり、重要な欠陥になってしまう可能性もあるわけですね、ゼロ付近の利益だと。このように利益数値の5%というのはある意味で危険だ——これはもう十分ご承知だと思うのですけれども、これは運用上、画一的ではなくていろんなものを勘案し判断するということを、ぜひとももう一回確認をさせて頂きたかった。

以上であります。

○安藤会長　じゃ、どうぞ。

○池田企業開示課長　今、黒川先生からご指摘頂いたところは内部統制部会及びそのもとの作業部会でも議論になったところで、そうしたものを踏まえて現在の表現ぶりになっておりますけれども、確かにこうした数字を出すことがよいかどうか自体にも議論はあったところであります。

ただ、監査人の立場からしますと、これは財務諸表監査の場合も大体監査事務所の方でこうしたものを決めているマニュアルのようなものがあって、それに従ってやってきているわけで、それで実務は十分回っているわけですが、今回、黒川先生から最初にあったように監査人の監査の前に経営者による評価というプロセスが入りますので、そのマニュアルを持っていない経営者はどうやって評価するんだという問題が出てまいりますので、やっぱりある程度のこの指針というものは要るんだろうということで、数値も含めて指針を示したと。

ただ、まさに黒川先生おっしゃったように利益というのは、その利益が少なくなっているときとかどうするんだと、これは当然、その財務諸表監査の場合にもある問題で、今の注のところも5%程度とすることが考えられるが最終的には財務諸表監査における金額的重要性との関

連に留意する必要があるということで、財務諸表監査の方でも当然出てくるそうした問題、最終的には、この辺は監査人との協議の中で合理的なやり方が選択されていくということになるというふうに理解をしております。

○安藤会長 よろしいですか。

はい、どうぞ、西村委員。

○西村委員 まだちょっと、大臣がお見えになるのに時間があると思いますので、2点お願いがございます。我々実務を実際にこれからやっていく者として、現在準備を始めてきておりますが、先ほど島崎さんからもお話がありましたように、今回のこの実施基準等については、八田部会長ほか大変ご努力頂いてこういう形で出して頂いたということについて、我々としては大変ありがたいし、これをベースにしてやっていこうと考えているのでございます。そこで、先ず第1点はいわゆるQ&Aと申しますか、そのたぐいのものをできれば早目に出して頂ければ、現実これをベースにして仕事ができるということになると思いますので、これはぜひお願いしたいと思っております。

それから、もう1点は、アメリカの基準と比較して随分内容的には緩和をして頂いたといえますか、コスト負担が過大とならないような対応をして頂いた、これも大変ありがたいと思っております。話に聞きますとアメリカでは当初経理の人間の3分の2はSOX対応ばかりしていたというような話もあります。

ぜひお願いしたいと思っておりますのは、こういう考え方を協会ではぜひ末端の会計士まできっちり浸透させて頂いて、過度に、あるいはいたずらに監査の方面だけ、極端に言うところ——言葉悪いですけれども——協会の方、会計士の方を守るようなスタンスではなくて我々と一緒になってこれをやっていくという、そういうスタンスでお願いをしたいと思っておりますので、この2点、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

○安藤会長 どうぞ。

○池田企業開示課長 Q&Aということについて当局の関係ではご指摘がございました。

こうしたことについて具体的な指針を出していくことについては、今回のこの実施基準の取りまとめの中でも、あまり詳細に規定し過ぎると、かえって企業等の創意工夫を損なうというような指摘もあり、一方で、さりながら一定の指針がないと実際には実務が進められないというご指摘もあり、そういう中で今回のこうしたもので取りまとめをさせて頂いたということでもあります。

私どもとしましては、今後はまず、先ほど来、出ておりますけれども、政令内閣府令それか

ら関連する事務ガイドライン等の整備作業を早急に全力を挙げて進めていきたいというふうに考えています。それらにおいて、相当程度また明確化されるものと思いますけれども、その上で今後の状況等の推移を見ながら、さらに行政としてQ&A等を整備していく必要があるかどうかについて適切に判断していきたいと思います。

いずれにしても、先ほど島崎委員の方からもありましたけれども、何らか、いろいろな情報が流布する中で、世の中に私どもからしますと誤解というものが存在し続けていくとすれば、それを払拭するためにあらゆる努力をしていきたいというふうに考えております。

○安藤会長 特にほかにご発言よろしいでしょうか。

大体時間どおり進んでおりますので、ご協力をいただきまして。

それでは、特にご発言がありませんようでしたら、本案をご承認頂くということでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、ご承認頂いたということで、お手元のこの資料1の意見書の後の括弧して「(案)」とありますが、この「(案)」を取って頂きたいと思います。

しばらくちょっとお待ちください。

山本大臣がお見えになられましたので、ただいまご承認頂きました「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」を大臣にお渡しし、ごあいさつを頂きたいと思います。

まずお渡しします。

○山本大臣 金融担当大臣の山本でございます。

企業会計審議会総会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

金融資本市場がその機能を十分に発揮していくためには、投資者等に対し企業情報が適正に開示されることが重要であります。

こうした観点から、昨年6月に成立した金融商品取引法において上場会社を対象に、財務報告に係る内部統制の評価と監査を義務づける内部統制報告制度が導入され、平成20年4月1日以降開始する事業年度から適用されることになっております。

本日は、この内部統制報告制度を実施していくに当たっての基準等について、実効性を確保しながらも効率的な実施が可能となるよう留意しながら意見書を取りまとめて頂きました。委員の皆様方におかれましては、精力的な審議を頂き、心から感謝を申し上げます。

政府といたしましては、引き続き基準等の広報に努めるなど、内部統制報告制度の円滑な導

入に向けて万全を期してまいりたいと考えております。

貯蓄から投資への大きな流れの中で、投資者保護を図り、我が国金融資本市場の健全な発展を促していくためには、会計監査等の制度インフラについて、国際的な動向も踏まえつつ、不断に整備を進めていくことが重要であると考えております。

企業会計審議会の委員の皆様には、引き続き格段のご協力を頂きますようお願いいたしまして、私のごあいさつとさせていただきます。

どうも今日はありがとうございました。

○安藤会長 ありがとうございました。

山本大臣、大村副大臣には、この後ご都合があるとのことで、ここでご退席されます。

それでは、ここで報道の方が退出いたしますので、そのまましばらくお待ちください。

次の議題ですが、本日は委員改選後初めての総会ですので、本審議会の今後の運営方針につきましてお諮りしたいと思っております。

本審議会では、企画調整部会、監査部会及び内部統制部会の3つの部会を設置して審議を行ってきております。

部会の設置につきましては、企業会計審議会議事規則において、会長が必要と認めたときは審議会に諮って部会を置くことができるとされております。

お手元に企業会計審議会の今後の運営について案をお配りしており、各部会においては案の中に記載させて頂いておりますようにそれぞれ重要な課題を抱えているところであります。つきましては、私といたしましては、引き続き現在の3部会の体制で審議を進めていくことが適切かと考えております。

このようにさせて頂くということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。ご異議ないということで皆様のご賛同が得られました。そのようにさせていただきます。

また、各部会の部会長につきましては、企業会計審議会令で会長が指名することとされております。

監査部会については山浦委員、また内部統制部会については八田委員に引き続き部会長をお願いしたいと思います。また、加古前会長が部会長を務めておられました企画調整部会につきましては、従来から会長が兼務しております。ということで私が部会長を務めさせて頂きたいと思っております。

なお、委員の皆様方の部会への所属につきましては、企業会計審議会令によりまして会長が

指名するということになっております。各委員には、後日、事務局を通じてご連絡申し上げますので、よろしくお願いいたします。

これで大体議事を終えることになるんですけども、特にご発言がございませんようでしたら、少し予定より早いんですけども議事を終了させて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

なお、本総会でご承認頂きました意見書につきましては、本日この後、記者会見を行いまして公表することを予定しております。

委員の皆様には、今後とも当審議会のご審議によりしくご協力頂きますようお願い申し上げます。

本日はお忙しいところをご参集頂きましてありがとうございます。

これにて閉会いたします。

午前10時56分 閉会